

それ、やって
いいの？

訪問介護の**基本**

結局「家事代行サービス」になっていませんか？

訪問介護の現場では「これくらいならいいかな」と思って引き受けた支援が、いつの間にか本来の役割から離れてしまうことがあります

「頼まれたことをして喜ばれる」

これは一見，“良いこと”のように思えます しかしそれは“ド素人” **本当にお客さまのため** **になっているのでしょうか？**

訪問介護の目的 は、できないことをすべて代わりに行うことではありません **健康寿命を維持し、QOLを上げること** です ところが、ヘルパーが何でも行ってしまうと、その時は良くても、お客さまの「生活力」を奪ってしまいます

では、どこまでが「支援」で、どこからが「やりすぎ」なのでしょう？

その境界線を知らないまま現場に立つと、知らず知らずのうちに自立支援からも離れ、単なる自己満足の“ママゴト”になってしまいます

あなたの仕事が“ママゴト”にならないように、訪問介護とはそもそも何を目的としたサービスなのか「現場で迷わないための基本」を整理していきましょう



要介護「訪問介護」の定義

「訪問介護」とは

訪問介護員等がお客さま(要介護者)の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護，調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するもの

(参考)「訪問介護」厚生労働省老健局
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001123917.pdf>)

訪問介護は3つの類型に区分されます

- ① **身体介護**：お客さまの身体機能や生活動作の維持・向上に直接関係する支援
- ② **生活援助**：日常生活を維持するための家事等の支援
- ③ **通院等乗降介助**：通院等のための車の乗り降りの介助



要介護「訪問介護」の定義

①身体介護

1. 排泄介助・食事介助
※特段の専門的配慮をもって行う調理を含む
2. 清拭・入浴, 身体整容
3. 体位変換, 移動・移乗介助, 外出介助
4. 起床及び就寝介助
5. 服薬介助
6. 自立生活支援のための見守りの援助
(自立支援およびADL向上の観点から, 安全を確保しつつ
常時介助できる状態で行う見守り等)

②生活援助

7. 掃除
8. 洗濯
9. ベッドメイク
10. 衣類の整理・被服の補修
11. 一般的な調理, 配下膳
12. 買い物・薬の受け取り

③通院等乗降介助

13. 通院等のための乗車または降車の介助
(乗車前・降車後の移動介助等を含む一連のサービス行為
いわゆる「福祉(介護)タクシー」)

要支援「訪問型独自サービス」の定義



訪問型独自サービスとは

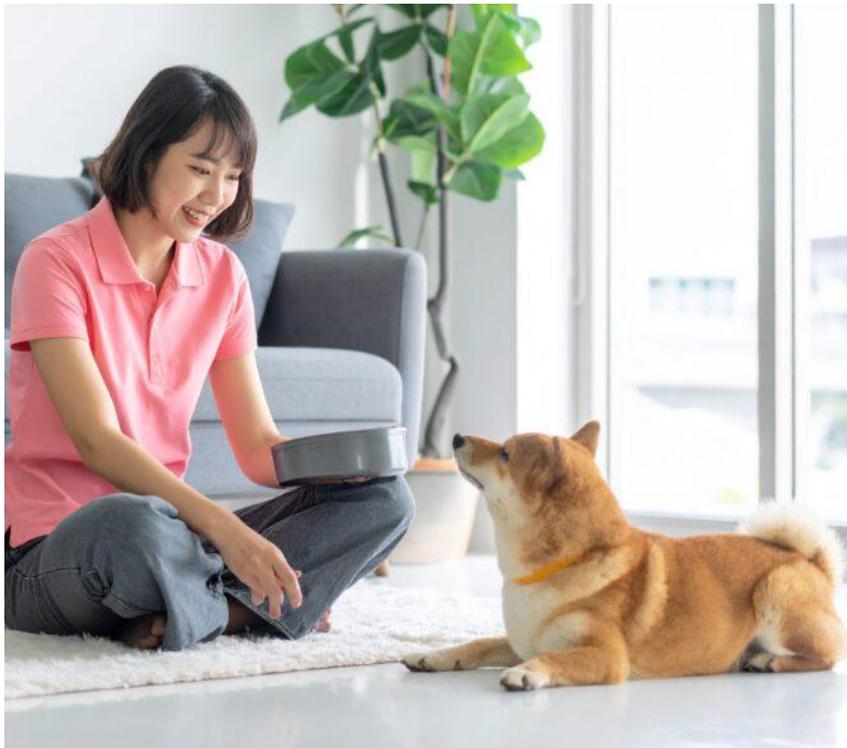
要支援者等の自宅を訪問し、日常生活を維持・改善するための掃除・洗濯などの日常生活上の支援や、身体介護等を訪問により提供するサービス

(参考)「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)」厚生労働省老健局振興課

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/000088276.pdf>

基本的に、要介護「訪問介護」の「自立生活支援のための見守りの援助に」近く、自立支援や見守りの援助に重点が置かれるサービスです したがって、「完全にヘルパー任せではダメ」**「あくまで共に行う」**と考えておきましょう

禁止 または原則として実施しない支援



まず大前提として、法令上可能な行為であっても **ケアプランに位置付けられていないサービスは提供できません**

それを押さえたうえで、たとえお客さまの希望であっても、さまざまな理由により提供できない内容があります

訪問介護は、お客さま本人の日常生活の維持および自立支援を目的としたサービスであり、次のような行為は原則として対象外となります

禁止 または原則として実施しない支援

法令上、できない行為

- A. 医療行為（インスリン注射，点滴，経管栄養の注入，胃ろうチューブの挿入，創傷処置，医療的判断を伴う服薬管理，巻き爪等の処置等）※声かけ促し・手渡し等はこの限りではありません
- B. 専門資格を有する行為（理美容，治療目的のマッサージ等）※日常生活上の整容援助等はこの限りではありません

訪問介護の業務範囲に含まれない支援

- A. 救急隊の救急活動への同行・補助
- B. 娯楽のみを目的とした外出や趣味活動への付き添い
- C. 冠婚葬祭等への付き添い
- D. 目的のない留守番や見守り，単なる話し相手
- E. 機能訓練や運動を目的とした支援
- F. 商品の販売，農作業等，生業・営利活動に関する援助
- G. 本人の日常生活の援助に直接該当しない行為
- H. 娯楽，趣味，地域行事，冠婚葬祭等への参加を目的とした車の乗降介助
- I. 通院や施設見学の途中での私的な用事による立ち寄り

保険給付の二重利用となる支援

- A. 医療機関内での付き添い，院内介助 → 医療保険と介護保険の二重利用（※ただしケアプランで認められる例外もある）
- B. 施設入居者への介助（一時帰宅中の期間であっても不可） → 居宅サービスと施設サービス・地域密着サービスとの二重利用（※有料老人ホームなど，実施できる種類の「施設」のような居宅サービスもある）

記録の書き方



記録は多く書くことが目的ではない「目的に対して、どのような支援を行い、結果どうであったか」を記録

以下の13項目のうち目的に該当するもの **だけ**にチェック

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1排泄介助・食事介助 | 2清拭・入浴，身体整容 |
| 3体位変換，移動・移乗介助，外出介助 | |
| 4起床及び就寝介助 | 5服薬介助 |
| 6自立生活支援のための見守りの援助 | 7掃除 |
| 8洗濯 | 9ベッドメイク |
| 10衣類の整理・被服の補修 | 11一般的な調理，配下膳 |
| 12買い物・薬の受け取り | 13通院等乗降介助 |

例えば、入浴介助を目的とした場合，前後に浴室の簡単な清掃や片付けを行ったとしても、「掃除」にチェックしません

記録の書き方

記録例

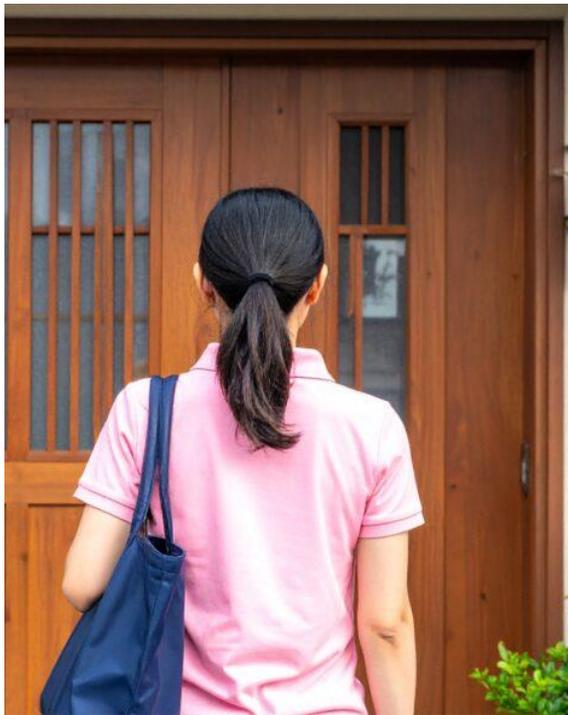
短期目標:「休まずデイサービスに行く」

→ 当初は行かないと言っていたが、準備を行い再度声掛けすると最終的にデイサービスへ出発できた

短期目標:「日常生活動作を維持し、できる家事や活動を継続して生活できる」

→ 掃除や調理について相談したが意欲が低かったため、冷蔵庫整理を本人に確認しながら実施 途中から本人自身が整理を行う様子が見られた

まとめ



訪問介護は、「頼まれたことを行うサービス」ではなく、**お客さま本人の日常生活の維持と自立支援を目的として行うサービス**

同じ行為でも、生活の維持に必要な支援であれば訪問介護となり、目的が異なれば対象外

訪問介護は、身体介護・生活援助・通院等乗降介助に整理され、訪問型独自サービスは身体介護の「自立支援」に近いサービス すべてはケアプランに基づいて実施 ヘルパーの判断だけでサービス内容を増やしたり変更したりすることはできない

また、**医療行為や他の保険サービスと重複する支援**、**お客さま本人の生活援助に直接関係しない行為は、原則として訪問介護の対象にはならない** 迷った場合は、「その支援が本人の生活の維持や自立につながっているか」を基準に考え、サ責やケアマネに相談

記録については、何をしたかを細かく並べるのではなく、**訪問の目的に対してどのような支援を行い、その結果どうであったか** を短期目標に沿って簡潔に記載

訪問介護は特別なことをする仕事ではない お客さまがこれまでの生活を続けられるように、できることは本人に任せ、できない部分だけを支える仕事 この基本を理解することが、安全で適切なサービス提供につながる